

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

真岡市長 石坂 真一

市町村名 (市町村コード)	真岡市 (92096)
地域名 (地域内農業集落名)	真岡地区(荒町、田町、下高間木、亀山、台町、西高間木、高勢町、上高間木、熊倉町、西郷、中郷、東郷) (西郷沖洪川、西郷中峯、西郷下洪川、西郷北峯西、中郷本村、中郷駒塚、東郷若色、東郷若林、東郷八切、荒町第1、荒町第2、田町第3、田町第2、田町第1、台町1、台町2、熊倉町第1、熊倉町第2、熊倉町第3、下高間木、上高間木、西高間木、亀山西、亀山原の南、亀山波原の北、亀山東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・60歳以上の農業者が8割弱と高齢化が非常に進んでいる。
- ・地区外から耕作にきている方がいるが、水回りや草刈りに負担を感じている方が多い。
- ・未整備の農地が多く、圃場が小さくて不整形である。
- ・江川周辺については、土地改良を予定している。
- ・資材価格の高騰や収入の低下などで十分な所得が得られず、離農や規模縮小をする小規模な農家が多い。
- ・遊休農地は現時点で多少あるが、畑地化して補助金が入らなくなったら、さらに増加することが懸念される。
- ・主な作物: 水稲、麦、蕎麦、イチゴ

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を主要作物としつつ、いちごなどの高収入作物を栽培し、農業所得の向上を図る。  
地域の認定農業者などの担い手を中心となり、地域の農地利用を担うほか、地域外からの担い手も受け入れ、地域の農地全体における営農継続を図っていく。  
担い手の負担を軽減するために、水回りや草刈りについて地域で協力してもらえるような体制の構築を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	606 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	606 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や畑地等は今後検討とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者等の担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地については、所有者の意向を踏まえたうえで、中間管理機構を活用し、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場や道路が狭いところがあるため、効率化を図るため、圃場の大区画化や農道の整備等について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新たな担い手の確保・育成に努める。 地区外からの耕作者の参入についても進めて行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境に配慮した有機・減農薬・減肥料による栽培を進めていく。
- ③RTKシステムを活用し、スマート農業を促進し、省力化を進めていく。